

お知らせ

知っておきたい市民活動の保険

みなさんが市民活動をされると、「万が一、誰かに誤ってケガをさせてしまったら…」、「もし人の物を壊してしまったら…」といった不安があるかと思います。そのような不安や金銭的な負担を和らげるため、周南市は今年度も市民活動賠償責任保険に加入しました。

その他、市民活動をする際に知っておくと役立つ保険には、市民総合賠償補償保険、ボランティア活動保険などがあります。それぞれの特徴を知り、活動を行いましょう！

・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき

自分がケガをしたとき

・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき
・自分がケガをしたとき

保険名	市民活動賠償責任保険	市民総合賠償補償保険	ボランティア活動保険
問合せ先	地域づくり推進課	財務課 財産管理担当	周南市社会福祉協議会
連絡先	0834-22-8412	0834-22-8281	0834-22-8721
保険掛金	周南市が負担		1人当たり 300円 (基本Aプラン)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社会活動 (例: 自治会活動、清掃活動、地域の行事など) ◆青少年健全育成活動 (例: 子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロールなど) ◆社会福祉、社会奉仕活動 (例: 社会福祉施設への訪問、手話通訳など) ◆社会教育活動 (例: スポーツ・レクリエーション、文化活動など) ◆市主催事業などの参加や手伝いなど 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市が主催する行事など (例: 社会体育、社会教育、社会福祉など) ◆次の条件を全て満たす社会奉仕活動 <ul style="list-style-type: none"> ①無報酬で行われること ②労力の提供がなされていること ③市に活動を承諾された団体の管理下 (要届出)、あるいは市の管理下で行われるものであること ④学校、幼稚園および保育園の管理下で行われる社会奉仕活動ではないこと ⑤参加人数や実施場所が確定しているものであること ⑥活動場所には、市が本来維持すべき施設などが含まれていること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①～③のいずれかに該当する活動 <ul style="list-style-type: none"> ①グループの会則に則り、企画・立案された活動であること (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要) ②社会福祉協議会に届け出た活動であること ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること
補償内容	【賠償補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆身体賠償 1名当たり 限度額6,000万円 1事故当たり 限度額2億円 ◆財物賠償 1事故当たり 限度額100万円 ◆受託物賠償 1事故当たり 限度額100万円 ※ 自己負担額は全て1万円	<ul style="list-style-type: none"> ◆死亡給付金 500万円 ◆後遺障害給付金 15～500万円 ◆入院補償給付金 1～15万円 (日数による) ◆通院補償給付金 5千円～6万円 (日数による) 	【傷害補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆死亡保険金 1,200万円 ◆後遺障害保険金 限度額1,200万円 ◆入院保険金 日額6,500円 ◆手術保険金 入院中の手術 65,000円 外来の手術 32,500円 ◆通院保険金 日額4,000円 【賠償補償】 <ul style="list-style-type: none"> ◆賠償責任保険金 限度額5億円
事前手続き	不 要		所定の「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、保険掛金を添えて上記連絡先へ提出・申込。
事故後手続き	20日以内に事故報告	早急に上記連絡先に連絡	30日以内に事故報告

【編集・発行】

周南市市民活動支援センター

〒746-0025 周南市古市1丁目1番21号 周南市西部市民交流センター内

TEL:(0834)62-4682 / FAX:(0834)62-5350 / Eメール: shiencent@city.shunan.lg.jp

HP: インターネットの検索ページから検索!

【発行日: 2015年6月30日】

周南市市民活動支援センター [検索]

YUIは、HPにも掲載しています!